

# 五木村地域おこし協力隊募集要項

五木村は、熊本県南部の山岳地帯に位置する人口約 910 人の熊本県で最も小さな村です。全国の中山間地同様、基幹産業の衰退による人口減少に、国の大型公共事業による人口流出という特殊事情も加わり、2045 年の推計人口は 384 人(△65%)という数字が出ています。

このため、村では少しでも人口減少を緩やかにし、集落機能の維持と活力ある村づくりの実現に向けて、様々な施策に取り組んできました。しかし、最大の課題が人材不足です。

そこで、平成 27 年度から、地域おこし協力隊制度を活用し、地域を盛りあげながら将来の村を担う人材の確保に努めており、現在 1 名の隊員に有害鳥獣分野にて活躍いただいています。

今回は、次の活動に従事いただく方を 1 名募集します。

将来的に、その分野で核となり、活躍いただけるような意欲のある方の応募をお待ちしています。

## 1. 活動内容、募集人員等

### (1)有害鳥獣被害防止対策における鹿解体や狩猟等

募集背景	<p>五木村では、自然豊かで農業が盛んにおこなわれています。そのような中、有害鳥獣(シカ・イノシシ・サル・アナグマ等)による食害が多発しており、特にシカは、狩猟団体による駆除が盛んにおこなわれている中、依然増加傾向にあります。また、狩猟に従事されている方も高齢化が進んでいる状況です。</p> <p>今回は、鹿解体施設での処理作業や事務、解体施設が市場に出している製品の安全管理や販路開拓等の活動を行い、狩猟にも参加していただくことで、ジビエや狩猟関係の知識を身につけたい方を募集します。</p>
活動内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・鹿解体処理施設の運営サポート (解体作業の補助、処理施設の事務)</li><li>・ジビエの普及・広報活動 (広報媒体による情報発信、各種催事でのPR)</li><li>・有害鳥獣捕獲の推進(シカ・イノシシ・サル)</li><li>・ジビエ副産物(皮・角等)の加工及び商品開発</li><li>・有害駆除隊募集の推進</li><li>・鳥獣捕獲に関すること</li></ul>
募集人員	1 名
募集対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・20 歳以上 50 歳以下の方</li><li>・性別、学歴は問わない</li><li>・自動車普通免許、パソコン操作可能</li></ul>
任用期間	雇用決定日より 1 年(1 年ごとの更新により最大 3 年間) ※任用開始日からの着任が困難な場合は、応募用紙に着任可能日を記載してください。

## 2. 募集対象 (共通事項)

- (1)申込み時点で、三大都市圏(※1)又は都市地域(※2)等(過疎地域等条件不利地域指定の市町村以外(※3))に居住し、採用後に住民票を五木村に異動し移住できる方。
- (2)普通自動車運転免許を保有し、実際に運転できる方。
- (3)心身ともに健康で、地域での活動に関心と意欲のある方。
- (4)不規則(土日及び祝日)な活動に対応できる方。
- (5)パソコン(Word、Excel など)の一般的な操作ができる方。

※1)三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県を言う。

※2)都市地域とは、「過疎、山村、離島、半島等の地域」(条件不利地域)に該当しない市町村を言う。

※3)過疎地域等条件不利地域指定の市町村とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法により指定された地域を有する市町村を言う。

### 3. 活動場所

五木村役場及び鹿解体処理施設

### 4. 雇用形態

五木村のパートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する一般職非常勤職員)として採用します。

### 5. 任用期間の更新等

- (1)活動実績により1年ごとに更新し、最長3年まで延長することができます。
- (2)地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任期中であってもその職を解くことがあります。

### 6. 報酬

月給 213,677 円及び期末手当を支給します。

◎活動期間中の村内の住宅費及び光熱水費(1/2 負担)は、別途活動補助金として支給します。

### 7. 勤務時間等

勤務時間は、平日の8時30分から午後4時30分までを基本としますが、休日に勤務する場合は、振替休日を設けます。

### 8. 待遇及び福利厚生等

- (1)社会保険、雇用保険に加入します。
- (2)労働者災害補償保険等に加入します。
- (3)任期中の村内の住宅費及び光熱水費については、活動補助金の対象とします。
- (4)活動用の公用車を使用できます。(通勤にも使用可。活動以外での私用では使用できません)

- (5)活動に必要なパソコン等の機器については村が貸与します。
- (6)活動に必要な資格取得及び講習会に係る経費については、活動補助金の対象となります。
- (7)インターネット、ケーブルテレビ利用料、NHK受信料は個人負担とします。
- (8)その他、任用や活動補助金については、お問い合わせください。

## 9. 応募手続き

### (1)応募期間

令和7年9月8日(月)から令和7年10月31日(金)まで(必着)

※応募期間を延長する場合があります。

### (2)提出書類

#### ①応募用紙

※五木村役場ホームページでダウンロードしていただくか、次の問い合わせ先へご連絡ください。

#### ②住民票

#### ③運転免許証の写し

#### ④その他自己PR資料等 ※任意

### (3)応募方法

郵送又は持参

## 10. 選考方法

### (1)第1次選考

書類選考のうえ、結果を応募者全員に文書で通知します。

注)応募用紙の記載内容で書類選考を行いますので、できるだけ詳しく記載してください。

### (2)第2次選考

①第1次選考合格者を対象に面接を行います。面接会場及び期日等の詳細は、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。

※面接のために要する交通費等は自己負担となります。

※面接会場は五木村内を予定していますが、変更となる場合があります。

②選考結果(最終)は、第2次選考受験者全員に文書で通知します。

## 11. その他

不明な点や業務内容等に関する詳細は、お問い合わせください。

## 12. 応募・問い合わせ先

〒868-0201

熊本県球磨郡五木村甲 2672-7

五木村役場 ダム対策課

担当:出口

TEL:0966-37-2212 FAX:0966-37-2215

E-mail:t-deguchi@vill.itsuki.lg.jp